

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人臼井福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条に定める範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有するものに対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間以外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬額等の決定)

第4条 役員が理事会又は評議員会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別記1「理事会、評議員会等出席報酬基準」に定める額を報酬として支払うことができる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員の、理事会、評議員会への出席に要する費用は、当法人の旅費規程に基づき、旅費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬及び旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月18日から施行する。

この規程は平成30年3月25日から施行する。

別記1 理事会、評議員会等出席報酬基準（日額報酬額は源泉所得税等を控除した後の金額とする。）

① 理事会、評議員会への出席報酬

理事、監事、評議員 日額 10,000円

② 監事監査等への出席報酬

監事、内部会計監査担当者 日額 5,000円